

滋賀県消費者基本計画(第5次)の策定について

1 計画策定の趣旨

現行の滋賀県消費者基本計画(第4次)は、令和7年度を終期とする計画であることから、消費者を取り巻く現状と課題を踏まえ、本県として、新たな課題等に的確に対応した消費者施策を総合的かつ計画的に推進するため、次期計画を策定する。

2 計画の性格

- 滋賀県消費生活条例第7条の2の規定に基づき、消費者の視点に立った消費者施策を計画的・総合的に推進するための計画
- 消費者教育の推進に関する法律第10条に規定される「滋賀県消費者教育推進計画」
- 消費者庁の「消費者基本計画」や県の他の関連計画と整合性を図った計画

3 これまでの計画

- 第1次計画 平成18年度から平成22年度まで(平成18年8月～)
- 第2次計画 平成23年度から平成27年度まで(平成23年9月～)
- 第3次計画 平成28年度から令和2年度まで(平成28年4月～)
- 第4次計画 令和3年度から令和7年度まで(令和3年7月～)

4 諮問の根拠(滋賀県消費生活条例抜粋)

(消費者基本計画)

第7条の2 知事は、消費者施策の計画的な推進を図るため、消費者施策の推進に関する基本的な計画(以下「消費者基本計画」という。)を策定するものとする。

2 消費者基本計画には、消費者施策に関する基本的な方向その他消費者施策の計画的な推進を図るために必要な事項を定めるものとする。

3 知事は、消費者基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ県民の意見を反映することができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

4 知事は、消費者基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ滋賀県消費生活審議会の意見を聴くものとする。

5 知事は、消費者基本計画を策定したときは、これを公表するものとする。

6 前3項の規定は、消費者基本計画の変更について準用する。

5 次期計画の期間

第5次計画 令和8年度(2026年)から令和12年度(2030年)までの5年間

6 計画策定スケジュール

時期	審議会	議会
令和7年6月13日	第70回滋賀県消費生活審議会 (第5次計画の諮問・骨子案)	
令和7年6月下旬		常任委員会(骨子案)
令和7年9月下旬	第71回滋賀県消費生活審議会 (素案)	
令和7年10月中旬	第72回滋賀県消費生活審議会 (答申案)	
令和7年11月上旬	滋賀県消費生活審議会から答申	
令和7年12月中旬		常任委員会(原案)
令和7年12月下旬～ 令和8年1月下旬	県民政策コメント(パブリックコメント)の実施	
令和8年3月上旬		常任委員会(パブリックコメント結果・計画案)
令和8年3月中旬	滋賀県消費生活審議会委員へ 計画案報告(資料送付のみ)	
令和8年3月下旬	第5次計画策定	

(写)

滋 県 活 生 第 188 号
令和 7 年(2025 年) 6 月 13 日

滋賀県消費生活審議会
会長 木村 和成 様

滋賀県知事 三日月 大造

滋賀県消費者基本計画の改定について（諮問）

滋賀県消費生活条例（昭和 50 年滋賀県条例第 43 号）第 7 条の 2 の規定に基づき、
滋賀県消費者基本計画の改定に当たって、貴審議会の意見を求めます。

（諮問の趣旨）

本県においては、消費生活の安全と向上を図るため、平成 17 年度に滋賀県消費生活
条例を改正し、平成 18 年度に「滋賀県消費者基本計画」を策定しました。なお、第 3
次計画からは、消費者教育の推進に関する法律第 10 条に規定される「滋賀県消費者教
育推進計画」としても位置づけています。

高齢化の進行やデジタル化の進展等により、消費者を取り巻く環境が変化している
中で消費者の選択肢が広がり利便性が高まる一方で、消費者被害の多様化・複雑化が
進んでいます。また、消費者と事業者が協働していくことも必要となっています。

現計画は令和 7 年度で終了することから、こうした消費者を取り巻く環境の変化を
踏まえ、本県として、新たな課題に的確に対応した消費者施策を総合的かつ計画的に
推進するため、令和 8 年度からの「滋賀県消費者基本計画」を策定することにしたの
で、とりわけ消費者保護の観点やエシカル消費の観点はじめ幅広い見地より意見を求
めるものです。